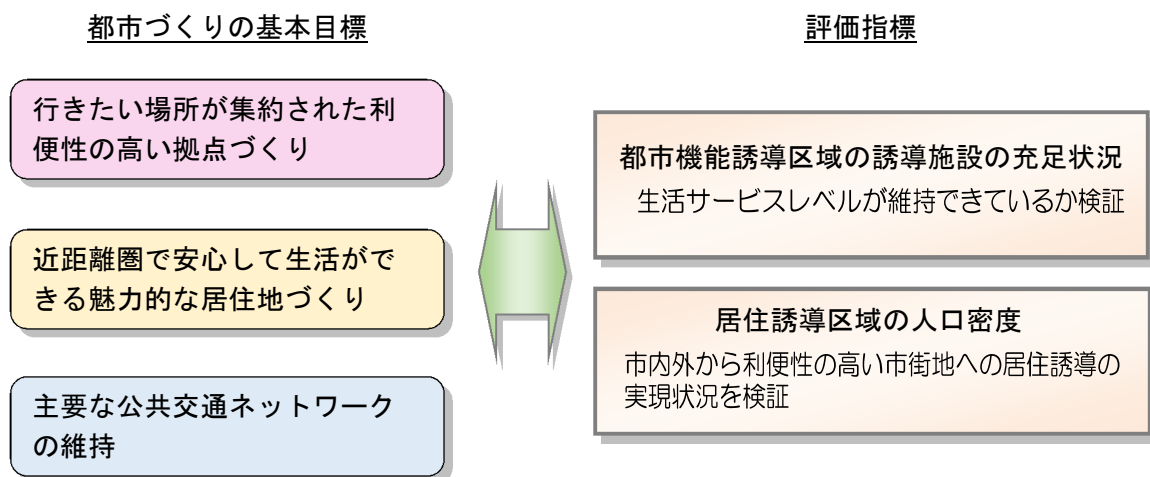


第8章 計画の評価と見直しの方針

1 評価指標（目標値）の設定

本計画で位置付けた3つの基本目標の実現に向けて、以下の評価指標及び目標値を設定します。



評価指標	現況値	目標(2027年)
都市機能誘導区域の 誘導施設の充足状況	充足 (2017年度)	充足
居住誘導区域の 人口密度	44人/ha (2015年国勢調査)	44人/ha

2 計画の見直しの方針

（１）都市再生特別措置法における立地適正化計画の評価等

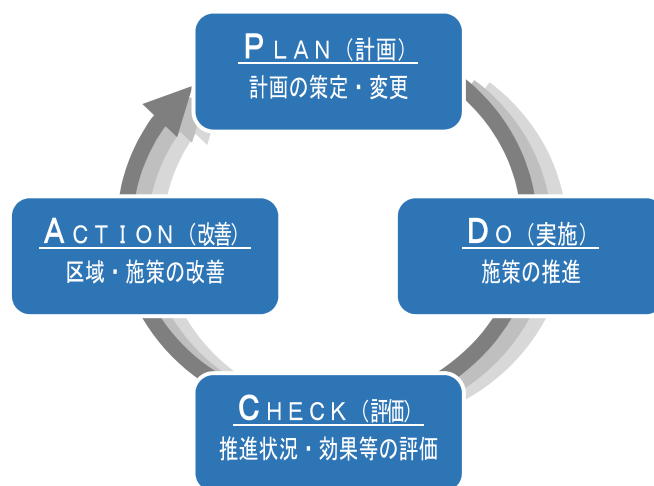
都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるものとされています。

（２）本市における進行管理の進め方

本計画の計画期間は2027年までとなっている中、以下の進行管理により、将来目標である『安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり』の実現に向け、効果的な取組を継続的に推進していきます。

●PDCAサイクルによる進行管理

本市では、おおむね5年ごとに、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直ししながら計画を推進します。



■計画の推進方法イメージ